

## 財団法人 紀南環境整備公社寄附行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人紀南環境整備公社（以下「公社」という。）という。

#### (事務所)

第2条 公社は、事務所を和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 公社は、廃棄物の適正処理の推進に不可欠な最終処分場等の廃棄物処理施設の整備を図ることにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に貢献し、もって、安全で快適な地域社会の実現に資することを目的とする。

#### (事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の建設、改良、維持その他の管理事業
- (2) 前号に掲げる施設における一般廃棄物及び産業廃棄物の受入事業
- (3) 資源の有効活用の推進に関する普及啓発事業
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

### 第3章 資産及び会計

#### (財産の構成)

第5条 公社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (財産の種別)

第6条 公社の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得て、かつ、和歌山県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくはその一部を担保に供することができる。

#### (財産の管理)

第8条 公社の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に

定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 公社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に、理事会における議決及び評議員会の同意を経て、和歌山県知事に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(区分経理)

第13条 この法人の事業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の9各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(事業報告及び決算)

第14条 公社の事業報告、収支決算及び財産目録は理事長が作成し、事業年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の承認を経て、その会計年度終了後の3か月以内に和歌山県知事に報告しなければならない。この場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(剰余金の処分)

第15条 毎会計年度の決算において剰余金を生じたときは、理事会の議決により、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は運用財産に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第16条 公社が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の2分の1以上の同意を経て、かつ、和歌山県知事に届け出なければならない。

(特別会計)

第17条 公社は、事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

#### 第4章 役員

(役員)

第18条 公社には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を和歌山県知事に届けなければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を和歌山県知事に届けなければならない。

(役員職務)

第20条 理事長は公社を代表し、公社の業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 前項の場合において、その順位は、あらかじめ理事長が指定した順とする。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為及び理事会の定めるところにより、公社の業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は和歌山県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、又は第5章若しくは第6章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において理事及び評議員の総数の3分の2以上の同意により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、その職務を執行することができないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 前2号のほか、その職務を執行することができないと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第23条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(機能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、公社の業務に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎事業年度中一定の時期に2回招集する。

4 臨時理事会は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第20条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

5 理事会を招集するときは、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、あらかじめ理事会で定めた方法により招集することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくはあらかじめ理事会の承認を得た者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規程の適用については、当該理事は、理事会に出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急の必要がある場合又は軽微な事項について、理事に対し書面による表決を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保持しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

#### 第6章 評議員会

##### (評議員)

- 第32条 会社に、評議員15人以上25人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
  - 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
  - 4 評議員には、第21条から第23条までの規程を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

##### (評議員会)

- 第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
  - 3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて公社の運営に関し重要な事項について審議し、助言する。
  - 4 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
  - 5 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
  - 6 評議員会には、第26条第4項第2号、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」とあるのは「評議員」に、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

#### 第7章 事務局

##### (設置)

- 第34条 公社の業務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。
  - 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
  - 4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。これを変更するときも同様とする

##### (備え付け書類及び帳簿)

- 第35条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他の必要な書類及び帳簿

##### (調整会議)

- 第36条 公社の事業を円滑に進めるため、公社出捐団体及び公社事務局の担当者からな

る調整会議を設置する。

2 調整会議は、公社事務局長が招集する。

#### 第8章 諮問機関等

(諮問機関等の設置)

第37条 理事長は、公社の事業に関し必要な調査及び検討を行う際、専門的な見地からの助言、意見を求める必要があると認めるときには、学識経験者等からなる諮問機関等を設置することができる。

2 諮問機関等の設置、運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、和歌山県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第39条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意を経て、和歌山県知事の承認があったときに解散する。

(残余財産の処分)

第40条 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意を経て、かつ、和歌山県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの公社と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

#### 第10章 補則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この寄附行為は、この公社の設立許可があった日から施行する。

2 公社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、和歌山県知事の設立許可のあった日から平成18年3月31日までとする。

3 公社の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

4 公社の設立当初の役員は、第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成18年3月31日までとする。

1 公社の設立当初の評議員は、第32条第2項の規程にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は第32条第4項において準用する第21条の規定にかかわらず、就任の日から平成19年3月31日までとする。

#### 附 則

この寄附行為は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。